

<参考>



ペット飼育細則

# ペット飼育細則

## (総 則)

この細則（以下「本細則」といいます）は、XXXXXXXXXX管理規約（以下「規約」といいます）第19条（使用細則）の規定に基づき、本マンションにおける動物の飼育に関し、区分所有者および占有者が遵守すべき事項を定めるものとします。

## 第 1 条 （定義）

本細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 1) 占有者 規約第2条（定義）第3号に規定する占有者をいいます。
- 2) 専有部分 規約第2条（定義）第4号に規定する専有部分をいいます。
- 3) 敷地 規約第2条（定義）第6号に規定する建物の敷地をいいます。
- 4) 共用部分等 規約第2条（定義）第7号に規定する共用部分および付属施設をいいます。
- 5) バルコニー等 規約第14条（バルコニー等の専用使用权）第1項において規定する別表第4（敷地および共用部分等における専用使用部分等）に掲げるうち、バルコニー、ルーフバルコニー、室外機置場、テラスをいいます。
- 6) 理事長 規約第41条に規定する理事長をいいます。
- 7) 身体障害者補助犬 身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬・介助犬・聴導犬をいいます。

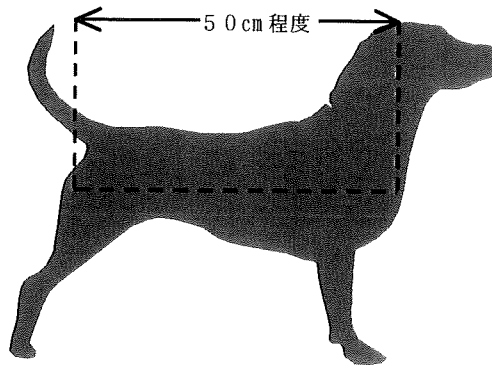
## 第 2 条 （本細則の効力および遵守義務）

本細則は、区分所有者の包括承継人および特定承継人に対してもその効力を有するものとします。また、占有者は、区分所有者が本細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対して本細則に定める事項を遵守させなければなりません。

## 第 3 条 （飼育できる動物）

本マンションで飼育できる動物は、社会通念上一般家庭において専ら愛玩の目的で飼育されると認められる動物であり、身体障害者補助犬を除き、原則として以下の基準とします。

- 1) 飼育できる動物の種類は、成長時の体長50cm程度（肩の端または胸骨の端より後駆の挫骨の端までの長さ、下図参照）までの犬・猫・小動物（フェレット・うさぎ・ハムスター・リス等）および観賞用魚類・小鳥等、ごく一般的な室内飼育に適するものとします。なお、人に危害を加える恐れのある爬虫類、猛禽類・猿の飼育は禁止とします。
- 2) 飼育できる動物の数は、犬・猫は合計2匹まで、その他の小動物等はかごもしくは水槽内で一般的に飼育できる数を限度とします。



#### 第 4 条 (ペットクラブ)

動物の飼育をする者(以下「飼育者」といいます)はペットクラブを設置し、これに加入しなければなりません。ただし、かごや水槽内で飼育する小動物や観賞用魚類・小鳥のみの飼育者および身体障害者補助犬の飼育者は、この限りではありません。

- 2 ペットクラブ加入者は、飼育者同士の親睦と飼育マナーの向上を図り、他の居住者との動物飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、万一トラブルが発生した場合は誠意をもってトラブルの解決に当たらなければなりません。
- 3 ペットクラブは、ペットクラブの運営の為に、別途代表者およびペットクラブ会則を定めることができるものとします。なお、代表者およびペットクラブ会則が決定した場合は管理組合へ報告することとします。
- 4 ペットクラブの代表者が決定するまでは、理事会がペットクラブに代わり本細則で定める手続き(第10条 写真の提出、第11条 健康診断等)に関する業務等を行うものとします。

#### 第 5 条 (ペットクラブ会員の資格)

ペットクラブ会員の資格は、動物(かごや水槽内で飼育する小動物・観賞用魚類・小鳥・身体障害者補助犬を除きます)の飼育を始めるときに取得し、動物を飼育しなくなったとき、または、ペットクラブから除名されたときに喪失します。

#### 第 6 条 (飼育開始等の届出)

動物の飼育を開始しようとする者および動物の死亡等により動物を飼育しなくなった者は、ペットクラブを経由して「ペット・身体障害者補助犬飼育申請書;誓約書」(様式8-①)、「ペット・身体障害者補助犬 飼育終了届」(様式8-②)を理事長に提出しなければなりません。ただし、かごや水槽内で飼育する小動物・観賞用魚類・小鳥はこの限りではありません。

- 2 出生等で追加して動物を飼育する場合も前項の手続きを行うこととします。

#### 第 7 条 (申請書の添付書類)

申請書には、最新の飼育動物の写真を添付しなければなりません。

- 2 犬の飼育を申請する場合は、保健所の鑑札の写し・法定注射済票の写しを添付しなければなりません。
- 3 身体障害者補助犬の飼育を申請する場合は、身体障害者補助犬法に定める指定機関の認定を確認できる書面を添付しなければなりません。

#### 第 8 条 (禁止動物)

次の各号に掲げる事項の一に該当する動物は飼育してはなりません。

- 1) 第3条で定められた以外の動物
- 2) 人の身体やその財産に危害を加えたことのある動物
- 3) 習性上人や他の動物およびその財産に危害を加えることが予想される動物
- 4) 人に伝染するおそれのある有害な病原体に汚染されている動物
- 5) 毒を有する動物
- 6) 他の居住者に不快感を催させる動物

#### 第 9 条 (飼育の明示)

飼育者は、別に管理組合が発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼育していることを明示しなければなりません。

#### 第10条 (写真の提出)

飼育者は、年1回、定期的に最新の飼育動物の写真をペットクラブに提出しなければなりません。

### 第11条 (健康診断等)

飼育者は必要に応じ、動物に獣医師による健康診断を受けさせるものとします。

- 2 飼育動物が犬の場合、飼育者は、毎年、「狂犬病予防法」(昭和25年法律第247号)第4条で定められた登録および第5条で定められた予防注射を行わなければなりません。
- 3 飼育者は、前項の予防注射および登録についてペットクラブに文書で報告しなければなりません。
- 4 飼育者は、人または他の動物に伝染する恐れのある伝染病にかからないよう、伝染病疾病の予防ワクチンの接種等の適切な措置を講じるものとします。万一発病した場合は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等の適切な措置をとらなければなりません。

### 第12条 (理事長への報告義務)

理事長が飼育動物に関して報告を求めたとき、飼育者およびペットクラブは、遅滞なく必要資料を添付のうえ報告しなければなりません。

### 第13条 (遵守義務)

飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、飼育動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければなりません。なお、区分所有者および占有者は、動物連れの来訪者に対し、本条に定める事項を遵守させなければなりません。

- 1) 飼育は、専有部分内でのみ行うこととします。
- 2) 敷地、共用部分等およびバルコニー等で遊ばせたり、散歩させたり、長時間留まらせてはなりません。なお、身体障害者補助犬はこの限りではありません。
- 3) バルコニー等の専用使用部分で給餌、排泄、ブラッシング、抜け毛の処理、ケージ等の清掃等をしてはなりません。
- 4) 住戸内で排泄、ブラッシング、抜け毛の処理、ケージ類の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉める等して、隣戸などへの毛や羽等の飛散、臭いの発生の防止に努めることとします。
- 5) 排泄物、抜け毛等を排水口に流してはなりません。
- 6) 動物と共にエレベーターに同乗する場合には、必ず引き綱(リード)でつないだ上で飼育動物を抱きかかえるか、ケージ類に入れ、先に乗っている利用者がいる場合は、同意を得てから乗ることとします。なお、身体障害者補助犬はこの限りではありません。
- 7) 敷地および共用部分等の移動の場合には、必ず引き綱(リード)でつないだ上で動物を抱きかかえるか、ケージ類に入れることとします。なお、身体障害者補助犬はこの限りではありません。
- 8) 飼育者は、散歩等で飼育動物と共に外部から本マンション内へ立ち入る際は、タオル等で拭くなどして足等を清潔に保ち、できるだけ汚れた状態で本マンション内に立入らないよう努めることとします。なお、身体障害者補助犬はこの限りではありません。
- 9) 飼育動物が共用部分等を汚損・破損した場合は、飼育者は飼育者の費用と負担にて速やかに清掃などの適切な処置を行うこととします。
- 10) 万一、共用部分等で排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこととします。
- 11) 飼育者は、飼育動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等で隣戸に迷惑をかけないように注意することとします。
- 12) 飼育者は、飼育動物にマンション内での動物と人との共生に対応できるしつけを行うよう努めることとします。
- 13) 本マンション内で動物を繁殖させて販売する等、営利を目的として飼育してはなりません。
- 14) 地震・火災等の非常時には、飼育動物を保護するとともに、飼育動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意することとします。
- 15) 届出のない動物を一時的にも理事長の許可なく預かることはできません。

第14条 (飼育動物の虐待防止)

飼育者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)および「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成14年環境省告示第37号)に基づき、適正に飼育するものとし、飼育動物を虐待してはなりません。

第15条 (飼育による損害賠償責任)

飼育動物による汚損、破損、傷害等が発生した場合、理由の如何を問わず、飼育者が責任を負わなければなりません。なお、飼育動物の飼育者が特定できない場合は、ペットクラブ全会員が連帯して責任を負わなければなりません。

第16条 (理事長の勧告および指示等)

飼育者が本細則に違反した場合、理事長はその是正等のため、動物の去勢・不妊手術、専門機関によるしつけ等の必要な勧告または指示もしくは警告を行うことができるものとします。なお、それに係る必要な費用については飼育者が負担しなければなりません。

第17条 (飼育の禁止)

飼育者が、前条の勧告および指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができます。

- 2 動物の飼育を禁止された者(以下「飼育禁止者」といいます)は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければなりません。
- 3 飼育禁止者および飼育禁止者と同居の者は、再度動物を飼育してはなりません。
- 4 飼育禁止者は、ペットクラブから除名処分とします。

第18条 (動物が死亡した場合の処理)

動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければなりません。

第19条 (細則の改廃)

本細則の変更または廃止は、総会の決議を経なければなりません。ただし、本細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができません。

以上

## ペットクラブ会則（案）

### 第 1 条 （目的）

この会則は、XXXXXXXXXX〇〇で動物を飼育する者の親睦と飼育マナーの向上を図り、他の居住者との間で動物飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、トラブルが発生した場合は、誠意をもってトラブルの解決を図ることを目的とします。

### 第 2 条 （加入義務）

動物を飼育している者はペットクラブに加入しなければなりません。ただし、かごや水槽内で飼育する小動物や観賞用魚類・小鳥のみの飼育者および身体障害者補助犬の飼育者は、この限りではありません。

### 第 3 条 （会則等の遵守義務）

ペットクラブに加入した者（以下「会員」といいます）はペット飼育細則およびこの会則を遵守しなければなりません。

### 第 4 条 （役員）

ペットクラブに次の役員を置くものとします。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 委員 〇名

2 役員はペットクラブ会員のうちから、ペットクラブ総会で選任します。

3 会長、副会長は委員の互選により選任します。

### 第 5 条 （役員任期）

役員任期は〇年とします。ただし、再任を妨げないものとします。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とします。

3 任期の満了または辞任によって退任する役員は後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行うものとします。

4 役員が動物の飼育を中止したときは、その役員はその地位を失うものとします。

### 第 6 条 （役員誠実義務）

役員は、誠実にその職務を遂行しなければなりません。

### 第 7 条 （役員任務）

役員は、ペット飼育細則に基づき、下記の任務を行います。

- 1) 動物の飼育開始および終了の届出書を理事長に取り次ぐこと。
- 2) ペットの最新の写真を定期的に収集し、保管すること。
- 3) 動物の健康診断、予防注射、登録の結果を受理し、保管すること。
- 4) 理事長からの資料請求に対し、遅滞なく応ずること。
- 5) 住民からペットに関する苦情が出た場合、速やかに役員会を開き、必要に応じて当事者に警告等を行い、苦情の解決にあたるとともに、苦情に対する対応、解決についての結果を速やかに理事長に報告すること。
- 6) 理事長から飼育を禁止された者をペットクラブから除名すること。

### 第 8 条 （会長）

会長は、ペットクラブを代表し、その業務を統括するものとします。

### 第 9 条 （副会長）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行うものとします。

第10条 (委員)

委員は、役員会を構成し、役員会の定めるところに従い、ペットクラブの業務を行うものとします。

第11条 (ペットクラブ総会)

ペットクラブの総会は全会員で組織します。

- 2 ペットクラブ総会は、原則毎年1回開催するものとします。
- 3 会長は、必要と認める場合には、役員会の決議を経て、いつでも臨時ペットクラブ総会を招集することができるものとします。
- 4 ペットクラブ総会の議長は会長が務めるものとします。

第12条 (議決権)

各会員の議決権は、1住戸1議決権とします。

- 2 会員は、書面または代理人によって議決権を行使することができるものとします。
- 3 会員が、代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その会員と同居する者、他の会員もしくはその会員と同居する者でなければなりません。

第13条 (ペットクラブ総会の会議および議事)

クラブ総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上の会員が出席しなければなりません。

- 2 ペットクラブ総会の議事は出席会員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによります。
- 3 前項の場合において、書面または代理人によって議決権を行使する者は、出席会員とみなします。

第14条 (ペットクラブ総会の結果報告)

ペットクラブのペットクラブ総会が終了したときは、会長は遅滞なく理事長にその結果を報告しなければなりません。

第15条 (役員会)

役員会は会長、副会長、および委員をもって構成するものとします。

- 2 役員会の議長は会長が務めるものとします。

第16条 (役員会の招集)

役員会は会長が招集するものとします。

- 2 委員が○分の1以上の委員の同意を得て役員会の招集を請求した場合には、会長は速やかに役員会を招集しなければならないものとします。

第17条 (役員会の会議および議事)

役員会の会議は、役員者の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員者の過半数で決するものとします。

第18条 (会則外事項)

この会則に定めのない事項については、ペットクラブ総会の決議するところによるものとします。

付 則

(会則の発効)

この会則は、平成○年○月○日から効力を発します。

以 上